

徳島県告示第七百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。
令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者の名称	指定管理者の主たる事務所の所在地	指定の期間
徳島県立大鳴門橋架橋記念館及び徳島県立渦の道	株式会社ネオピエント及び一般財団法人徳島県観光協会参加グループ	板野郡北島町太郎八須字西ノ瀬三四番地八	令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで
徳島県立美馬野外交流の郷	四国開発土木株式会社	三好郡東みよし町中庄二七六番地一	同
徳島県立出島野鳥公園	株式会社コート・ベール徳島	阿南市那賀川町みどり台一番地の一	同